

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

令和7年(ネオ)第1031号 上告提起事件

上告人 山縣 真矢 外7名

被上告人 国

上 告 理 由 書

(要約版)

2026(令和8)年2月16日

最高裁判所 御中

上告人ら代理人

弁護士 上 杉 崇 子

弁護士 寺 原 真 希 子

ほか

上告人らは、以下のとおり、2026(令和8年)2月3日付上告理由書[第一分冊]、同[第二分冊]、同別冊AからF記載の内容を要約する。

目次

第1	上告理由の要旨	4
1	はじめに	4
2	本件諸規定の違憲性に関する原判決の判断の誤り（主たる主張）	4
(1)	憲法24条1項違反	5
(2)	憲法14条1項違反	6
(3)	憲法24条2項違反	7
2	現行の法令が法律上同性のカップルに対し家族制度の利用を認める根拠規定を有しないことに関する原判決の判断の誤り（従たる主張）	8
第2	上告理由書[第一分冊]、同別冊で述べているその他の事項	9
1	本件の位置づけ	9
2	立法事実、憲法解釈の合理性を基礎づける事実の整理	10
(1)	上告理由書[第一分冊]第3の2から12の目的	10
(2)	パート1の記載	10
(2)	パート2の記載	13
(3)	パート3の記載	14
3	別冊の位置づけ	15
(1)	別冊A 憲法制定後の社会状況等の変化	15
(2)	別冊B 現行制度をそのまま適用可能であること	16
(3)	別冊C 法律上同性のカップルの共同生活の実態	16
(4)	別冊D 法律上同性のカップルによる子育て	17
(5)	別冊E 法律上同性のカップルが法律上異性のカップルと同等の存在と扱われることの特別の意味	17
(6)	別冊F 別制度が持つ問題について	17

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

第3	上告理由書[第二分冊]で述べているその他の事項	18
1	上告人らの主たる主張と原判決の誤り	18
2	司法府による積極的な判断が求められていること	19

第1 上告理由の要旨

1 はじめに

本件は、法律上の性別が同性同士となるカップル（以下「**法律上同性のカップル**」という。）に対し現行の法律婚制度の利用を認めない民法及び戸籍法の諸規定（以下「**本件諸規定**」という。）が憲法24条1項、14条1項及び24条2項に違反する等の憲法違反が存在するにもかかわらず、国会が正当な理由なくこれらの憲法違反を解消するために必要となる立法措置を講じないことが国家賠償法上違法であるとして、被上告人国に対し国家賠償法1条1項に基づき慰謝料の支払いを求める事案である。

原審は、上告人らの控訴審における憲法違反に関する主張のうち、本件諸規定が法律上同性のカップルに対し現行の法律婚制度の利用を認めていないことは、憲法24条1項、14条1項及び24条2項に違反するとの主張に関し、いずれも理由がなく、本件諸規定は上記各条項に違反しないとした。また、上告人らの控訴審における憲法違反に関する主張のうち法律上同性のカップルに係る家族制度の不存在に係る部分についても、理由がなく、上記不存在は憲法14条1項、24条2項に違反しないとした。

しかし、下記2及び3で述べるように、原判決の上記判断には憲法解釈の誤りがある（民事訴訟法312条1項）。

2 本件諸規定の違憲性に関する原判決の判断の誤り（主たる主張）

まず、下記で述べるように、本件諸規定が法律上同性のカップルに対し現行の法律婚制度の利用を認めていないことは、憲法24条1項、14条1項及び24条2項に違反する。原判決は主たる主張のように判断すべきであったのにこれと異なる判断をしており、その点において、原判決には

憲法解釈の誤りがある。

(1) 憲法 24 条 1 項違反

憲法 24 条 1 項は、憲法 13 条に由来し、「婚姻の本質」（一人と一人が「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むこと」をいう（最大判昭和 62 年 9 月 2 日民集 41 卷 6 号 1423 頁）。以下同じ。）を満たす関係について、両当事者の自由かつ対等な意思決定が保障され、その行使を可能とする法制度により保護されることが、個人の尊厳にとって欠かせない重要な自由であり権利であるとともに、そのような権利を保障することによって憲法の標榜する民主政の基盤である社会の多元性の確保が可能となることから、婚姻の自由を保障した。婚姻の本質を満たす関係を築くことができる点で、法律上異性のカップルと法律上同性のカップルに違いはなく、婚姻制度によって法的に保護されることが人格的存在に不可欠であることや社会の構成員として民主政の基盤となることも変わりがない。

そして憲法は、個人の尊厳がいつの時代いかなる社会でも守られるために、社会の変化に応じた不断の検討を要請しているところ、憲法制定後の社会状況等の変化の中で、異性愛かつシスジェンダーだけを正常とし、それ以外の性的少数者を病理・異常・変態性欲として劣ったものと位置づけ蔑視する認識（いわゆる「異性愛規範」及び「シスジェンダー規範」）は正当性と合理性を完全に失い、その後には、性自認及び性的指向を理由とする差別の禁止規範が確立した。法律上同性のカップルが「婚姻の本質」を満たす人的結合関係を築きうることは憲法制定時の社会状況等のもとでは不可視化されていたが、今日では、「婚姻の本質」を満たす人的結合関係を築いている法律上同性のカップルが既に多数存在することが顕在化し、

さらには次世代育成保護という婚姻の重要な機能・役割を果たしていることも明らかになり、社会も、法律上同性のカップルが法律上異性のカップルと等しく現行の法律婚制度を利用できるべきであることを十分に受容している。

憲法24条1項が「両性」や「夫婦」という文言を用いているのは、人の性のあり方に対する憲法制定時の未熟な知見に基づくものであり、婚姻の自由の保障対象を法律上異性のカップルに限定し法律上同性のカップルを排除する意図で用いられたものではない。むしろ、同条は、憲法制定時、個人の尊厳の原理のもとで、それまで男性と同等の「人」と扱われてこなかった女性の尊厳を回復し、男性と同等の婚姻の自由を保障したという開放的・包摂的な志向を持つ。このような憲法24条の本来的性質からすれば、今日、法律上同性のカップルの尊厳を回復し、法律上異性のカップルと等しく婚姻の自由を保障することを要請するということこそ、いつの時代いかなる社会でも個人の尊厳を守る憲法が今日に示すあるべき価値としてふさわしい。

したがって、憲法制定後今日に至る社会状況等の変化を考慮したうえで憲法24条の趣旨に照らして憲法の原理に即して同条項を解釈すると、憲法24条の「両性」や「夫婦」の文言は「両当事者」を意味するものと解すべきであり、憲法24条1項は法律上異性のカップルと同様に、法律上同性のカップルに対しても婚姻の自由を保障している。よって、本件諸規定が法律上同性のカップルに対し現行の法律婚制度の利用を認めていないことは同条項に違反する（詳細は、上告理由書〔第二分冊〕第5参照）。

(2) 憲法14条1項違反

また、憲法14条1項は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくも

のでない限り、法的な差別的取扱いを禁止しているところ、本件諸規定の下における法律上同性のカップルに対する別異取扱いは、性自認、性的指向及び性別という、人の人格に深く根ざし、かつ、自らコントロールできない属性に基づき、歴史的に長らく差別を受けて来た人々（性的少数者）を対象として婚姻に対する直接的な制約を加えるものであって、それによる不利益は重大かつ深刻である。その上で、①法律上同性のカップルが「婚姻の本質」を満たす関係であること、②婚姻制度の目的に照らしても排除される理由はなく、自然生殖可能性の不存在は別異取扱いの合理的根拠とはなりえないこと及び③別異取扱いの態様や不利益を正当化する事由は見当たらないことからすれば、かかる別異取扱いに事柄の性質に応じた合理的な根拠は認められない。法律上同性のカップルを取り巻く社会的状況や国民の意識の変化（規範の変化）を踏まえればなおさらである。よって、本件諸規定の下における法律上同性のカップルに対する別異取扱いは、憲法14条1項が禁止する法的な差別的取扱いに該当するものとして同項に違反する（詳細は、上告理由書〔第二分冊〕第6参照）。

(3) 憲法24条2項違反

さらに、憲法24条2項は、国会が婚姻と家族に関する法律を制定するに際して「個人の尊厳」を侵してはならないという超えられない限界を設けて立法裁量を統制しているところ、法律上同性のカップルは、性的指向及び性自認又は性別という人格と一体不可分な要素を理由に婚姻から完全に排除され、法律上異性のカップルと独立・対等な存在として敬意をもって承認されることを拒絶されている。このような婚姻からの排除は「個人の尊厳」という超えてはならない限界を超えるものであるから、やむを得ない理由の存在が認められない限り、「個人の尊厳」に照らし許されない。

そして、本件諸規定による法律上同性のカップルの婚姻からの排除については、「個人の尊厳」を侵すものであることを基礎付ける事情は優に認められる一方で、そうでないことを基礎付ける事情は認められないから、本件諸規定が法律上同性のカップルを婚姻から排除していることは同項に違反する（詳細は、上告理由書〔第二分冊〕第7参照）。

2 現行の法令が法律上同性のカップルに対し家族制度の利用を認める 根拠規定を有しないことに関する原判決の判断の誤り（従たる主張）

仮に、主たる主張が全面的には認められないとしても、現行の法令が、民法及び戸籍法において法律上異性のカップルの婚姻について規律するにとどまり、法律上同性のカップルに対し、①家族（配偶者）としての身分関係の形成、②その法的身分関係に応じたふさわしい法的効果（権利義務）の集合的付与、③当該法的身分関係の国の制度による公証（以下、総称して「**本件三要素**」）を中核的要素とする家族制度の利用を認める根拠規定を有していないことは、憲法14条1項及び24条2項に違反する。

なぜなら、法律上同性のカップルにとっても、法律上異性のカップルと同様、本件三要素を中核的要素とする家族制度はその人格的な生存において不可欠な制度であり、これを利用することができる利益は「個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益」である。ところが、現行の法令の下では法律上同性のカップルが利用できるそのような制度は全く存在しない。これは、上記の「個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益」を法律上同性のカップルから剥奪するものにほかならず、憲法制定後の社会状況等の変化、そのような家族制度を設けることにより侵害される反対利益がないこと、法技術的にも困難はないことなどをも踏まえると、そのことに個人の尊厳と法の下での平等の要請に照らして合理的な理由があると

は認められないからである（詳細は、上告理由書〔第二分冊〕第8参照）。

原判決は上記従たる主張のように判断すべきであったのにこれと異なる判断をしており、その点において、原判決には憲法解釈の誤りがある。

第2 上告理由書〔第一分冊〕、同別冊で述べているその他の事項

1 本件の位置づけ

本件を含む「結婚の自由をすべての人に」訴訟は「同性婚訴訟」と呼称されることがあり、一連の訴訟ではもっぱら“同性愛者”の婚姻の自由の侵害、現行の法律婚制度からの排除等の違憲性が争われていると理解されることがある。しかし、それは正確な理解ではない。トランスジェンダーやパンセクシュアルなどその他の性的少数者も法律上同性の相手と婚姻を望むことがあり、婚姻の自由の侵害、現行の法律婚制度からの排除等の違憲性が問題になるからである。

本件は、上記の点について明確に問題提起するため、同性愛者だけでなく、トランスジェンダーやパンセクシュアルなど多様な性自認、性的指向を有する性的少数者が当事者となって提起された訴訟であり、「法律上同性の相手との婚姻を望む性的少数者一般」の問題として、婚姻の自由の侵害、現行の法律婚制度からの排除などの違憲性を争っている。性的指向に加えて性自認に関する科学的知見や社会規範の変化に関する主張を展開し、憲法14条1項適合性について性的指向に基づく差別に加えて性自認に基づく差別の存在を主張するなどしているのはこのためである。

また、本件では単に「同性カップル」、「異性カップル」と表記せず、「法律上同性のカップル」、「法律上異性のカップル」といった用語を用いている。単に「同性カップル」と表記してしまうと、トランスジェンダー男性である上告人一橋とそのパートナーである上告人武田らのように、法律上

の性別は同性同士であるが自身は異性カップルと認識しているカップルが漏れてしまい、適切ではないためである。

このように本件では、いわゆる「同性婚」の問題に関し、より一般性がありかつ包括性のある憲法判断が可能となるように争点を設定しており、その点で固有の意義がある。また、用語についてもその争点設定が適切に反映されるように工夫をしている。

これらの点を意識したうえで本件について審理し、判断していただきたい（上告理由書〔第一分冊〕第3の1(1)参照）。

2 立法事実、憲法解釈の合理性を基礎づける事実の整理

(1) 上告理由書〔第一分冊〕第3の2から12の目的

上告理由書〔第一分冊〕第3の2から12では、上告理由書〔第二分冊〕第5以降で展開される憲法解釈論の前提となる事実や基本的な事項についての評価を整理している。憲法解釈論の詳細に入る前にこれらの点について整理するのは、原判決と本件関連訴訟の一連の高裁判決とで結論を異にした大きな理由の一つとして、憲法解釈論の前提となるこれらの事実や評価における違いがあると考えられるためである。

(2) パート1の記載

上告理由書〔第一分冊〕第3の2から12は、大きく分けて3つのパートに分かれる。

まず、パート1では、「婚姻制度の目的」、すなわち、婚姻制度はそもそも何を法的に保護するための制度であるのかについて整理している。ここで、「現行の法律婚制度の目的」とせず、「婚姻制度の目的」としているの

は、この問題は、現行の法律婚制度が何を法的に保護しているのかだけを考慮すればいいのではなく、憲法と生殖・次世代の育成保護との関係、法律上同性のカップルの共同生活と子育ての実態、「婚姻の当事者の異性性」は「婚姻」にとって不可欠の要素なのかといった事項をも考慮して結論を導く必要があるからである。

このパートを担うのは上告理由書〔第一分冊〕第3の2から同6である。

上告理由書〔第一分冊〕第3の2では、①婚姻、次世代の育成保護の憲法上の位置づけについて整理し、結論として、憲法24条1項の文言からすれば、憲法は婚姻と子を産み育てることを切り離していること、憲法が次世代の育成保護に関心を持っているのは確かであるが自然生殖によるものに限っておらず、自然生殖関係を特に保護し、優遇することを命じたりもしていないこと、婚姻が民主政の基盤と位置づけられることからすれば、婚姻が「婚姻の本質」を満たす人的結合関係に広く開かれることを憲法は予定していることを述べている。

上告理由書〔第一分冊〕第3の3では、②現行の法律婚制度がどのような人的結合関係に法的保護を与えているのかについて整理している。原判決は、一組の男女が婚姻すれば子を産み育てることは当然であり、それを行う人的結合関係、つまり「一組の男女が自然生殖により子を産み、子を育てる関係」のみに法的保護を与えるために現行の法律婚制度が制度設計されているかのように論じる。婚姻した夫婦による子の生殖と養育が社会の次世代の構成員の確保につながる重要な社会的機能を果たしてきたことは確かであり、そのような関係に対し法的保護を与えることには合理性がある。しかし、ここでの問題はこの点の合理性の有無ではない。ここで問われるべきは、現行の法律婚制度の下で法的保護の対象となるのは「一組の男女が自然生殖により子を産み、子を育てる関係」のみなのかという

ことである。そもそも、明治民法以来、子を産み育てるか否かは婚姻の要件とも、離婚の要件ともされてこなかった。子を産み育てるか否かにかかわらず、婚姻届をすることで法律上異性のカップルは現行の法律婚制度による法的保護の対象となる。また、婚姻した法律上異性のカップルが養子を迎え、子を育成保護することになる場合には、その子に嫡出子としての身分が与えられ、実親子関係と同様、その親子関係に対し法的な保護が与えられる。これらのことからすると、現行の法律婚制度の下では、(a)次世代の育成保護を行うか否かにかかわらず、「婚姻の本質」を満たす一組の法律上の男女の関係が「婚姻」として法的に保護されており、(b)その一組の法律上の男女が次世代の育成保護を行うこととなる場合は、「婚姻」と「親子関係」を結びつけることによって、そのような関係も法的に保護していると整理するのが、客観的な整理であることを述べている。

現行の法律婚制度の下で何が法的に保護されているかについて上記のように整理されるとすれば、次に、③法律上同性のカップルも「婚姻の本質」を満たす関係にあるのか、④法律上同性のカップルも次世代の育成保護機能を果たしうるのかが問題となる。そこで、上告理由書〔第一分冊〕第3の5において、これらの点について整理し、結論として、上記の点に関し、法律上異性のカップルと法律上同性のカップルとの間に何ら本質的な違いがないことを述べている。

さらに、現状、現行の法律婚制度の下では一組の法律上の男女のみが法的に保護されているところ、⑤「婚姻の当事者の異性性」は「婚姻」にとって不可欠の要素なのかも問題となる。そこで、上告理由書〔第一分冊〕第3の6(1)、(2)において、この点を整理し、結論として、婚姻の当事者が法律上異性同士の組合せであったのはこれまでそうであったにすぎず、「婚姻の当事者の異性性」は「婚姻」にとって不可欠の要素とは言えない

ことを述べている。

最後に、上告理由書〔第一分冊〕第3の6(3)において、以上の検討を踏まえば、婚姻制度は「一組の男女が自然生殖により子を産み、子を育てる関係」のみを保護する制度にとらえるのは物事の一面をしか見ない表層的な見方にすぎないこと、婚姻制度はより大きな集合である「婚姻の本質」を満たす二人の関係を保護することを主目的とする制度であり、婚姻に結びついた親子関係に関する法的保護は婚姻する二人が次世代の育成保護を行う場合に与えられるにすぎないのであるから、次世代の育成保護を支援することはその重要な機能の一つあるいは第二義的な目的であると評価するのが正当であることを述べている。

(2) パート2の記載

パート2では、法律上同性のカップルにも憲法上の「婚姻」の保障が及びうるか、「婚姻」あるいはそのほかの家族制度の保障にとどまるのか、あるいはそれらすら保障していないのかに関し、憲法24条1項、2項、14条1項の観点から考えるにあたって踏まえるべきその他の基本的な事項について整理している。このパートを担うのは上告理由書〔第一分冊〕第3の7から同11である。

まず、⑥法律上同性のカップルが婚姻から排除されていることにより、憲法上どのような権利・利益が侵害されているのかなどが問題となる。その観点から、上告理由書〔第一分冊〕第3の7において、法律上異性のカップルだけでなく法律上同性のカップルにとっても正統な家族として認められることが「個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益」であり、法律上異性のカップルと同等な存在として扱われることが法律上同性のカップルの個人の尊厳の回復にとって不可欠であることを述べている。ま

た、上告理由書〔第一分冊〕第3の8において、法律上同性のカップルが婚姻から排除されていることにより上記の「個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益」が侵害されるだけでなく、法律上同性のカップルの個人の尊厳が毀損されていること、その他にも重大な法的効果を付与されず、法律上同性のカップルは法的に不安定な状態に置かれているなど、法律上同性のカップルが深刻な不利益を被っており、既存の制度では代替できないことを述べている。

次に、⑦憲法制定後の社会状況等の変化により、性的少数者を取り巻く法規範・規範意識がどのように変化してきたのかが問題となる。その観点から、上告理由書〔第一分冊〕第3の9において、日本国内において、性自認・性的指向に基づく差別が禁止されることが法規範として確立しており、それは家族制度の分野においても同様であることを述べている。また、このような法規範・規範意識の変化は国際的な動向の強い影響を受けているところ、原判決は重要な動向について認定から落とすなどしている。この点を上告理由書〔第一分冊〕第3の10において述べている。

最後に、⑧法律上同性のカップルに対し、現行の法律婚制度ではなく、それとは別の制度の利用を認めるということがどのような問題を持つかが問題となる。この観点から、上告理由書〔第一分冊〕第3の11において、現行の法律婚制度はほぼそのままの内容で法律上同性のカップルにも適用が可能であり、別制度とする合理的な理由がないこと、別制度とする場合、性的少数者に対する差別を固定化する等看過し難い害悪を生じさせることを述べている。

(3) パート3の記載

最後のパート3では、上記の各パートで取り上げられなかった原判決の

事実誤認について取り上げる。その観点から、上告理由書〔第一分冊〕第3の12において、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に係る最大決令和5年10月25日民集77巻7号1792頁後もなおトランスジェンダーにとって性別変更は容易ではないことを述べている。

3 別冊の位置づけ

上記2のとおり上告理由書〔第一分冊〕第3の2から12で述べる事項は多岐にわたり、その内容も詳細に立ち入るとかなりの分量となる。本来であればそれらについても本文で述べるべきであるが、それでは憲法違反の主張にたどり着く前に息切れしてしまう可能性がある。そこで、本文ではなるべく簡潔にポイントを述べることとし、より詳しい内容に立ち入っていただきたい点については適宜別冊を用意し、そちらを参照していただくようにした。それぞれの別冊の概要は下記のとおりである。

(1) 別冊A 憲法制定後の社会状況等の変化

性的少数者をめぐる法規範や規範意識に関し、現行憲法制定当時からコペルニクスの転換というべき変化があったことを具体的な事実即して述べている。

具体的には、①現行憲法制定当時、同性愛やトランスジェンダーなどの性的少数者の性の在り方は異常なもの、劣ったものとして位置付けられ、一般的に差別されて当然と考えられていたが、②現在では、シスジェンダーの異性愛以外の性の在り方も人間の性の自然な在り方の一つであると考えられるようになっており、③法規範に関しても、国際法上も、日本国内法上も、性自認や性的指向に基づく差別は許されないとの法規範が確立

していること、性的指向や性自認による差別が許されないとの法規範は婚姻を含む家族制度に係る法規範や規範意識にも強い影響を及ぼし、④国際法上、法律上同性のカップルの家族形成に関し、何も保障がない状況から、法律上同性のカップルには家庭を形成する権利があると解されるようになり、現時点では婚姻へのアクセスを保障すべきであるとの見解が有力となったこと、⑤日本国内においても婚姻を含む家族制度との関係で法律上同性のカップルと法律上異性のカップルを平等に取り扱うべきだとの規範意識が形成され、広く共有されるに至っていることを述べている。

(2) 別冊B 現行制度をそのまま適用可能であること

現行の法律婚制度の内容は、婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語について法律上同性の者どうしも含む用語に修正するといった技術的な手当てをしさえすれば、法律上同性のカップルにもそのままの内容で適用可能であり、あえて異なる内容とする理由がないことについて、それぞれの制度の趣旨などに触れつつ検討している。

(3) 別冊C 法律上同性のカップルの共同生活の実態

上告人らの第一審における本人尋問での供述等を踏まえ、①「婚姻の本質」を満たす関係性を築くことができるかという点において、法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとの間に差異が全くないこと、②それにもかかわらず法律上同性のカップルが現行の法律婚制度から排斥されることにより、様々な不利益を受けていること、③「分離すれども平等」はかえってスティグマを強化することを述べている。

(4) 別冊 D 法律上同性のカップルによる子育て

別冊 D-1 では、上告人らや本件関連訴訟の上告人らの例を挙げながら、実際に子を育て家族として生活するセクシュアル・マイノリティの具体的な実態を明らかにし、このような家族が法律婚をしている法律上異性のカップルと同様に社会的実在として存在し、現行の法律婚制度による保護を受けるべきことを述べることを述べている。

別冊 D-2 では、新ヶ江教授の意見書(甲 A 5 9 7 の 1)に基づき、子育てにおける親の性的指向・性自認の影響や、日本における性的少数者による出産や子育てについて補足している。

(5) 別冊 E 法律上同性のカップルが法律上異性のカップルと同等の存在と扱われることの特別の意味

上告人らを含む性的少数者が、国や社会から「異質」な存在として扱われ、一人ひとりが有するかけがえのない人生の多くの時間を葛藤と苦痛の中に費やさざるを得ず、その尊厳を毀損されていること、そして、このようにして奪われた尊厳を根底から回復するためには、法律上同性のカップルの関係が法律上異性のカップルと同様に、婚姻により社会的に承認されることが不可欠であることを述べている。

(6) 別冊 F 別制度が持つ問題について

法律上異性のカップルと法律上同性のカップルとの間で、家族になる方法に差異を設けること(法律上同性のカップルに現行の法律婚制度とは異なる制度を設けること)の問題点について論じている。例えば、制度の内容に区別を設けることには個人の尊厳・法の下での平等の観点から憲法上問

題があること、段階的な移行は別制度を導入する正当化事由とならないこと、同じ内容でもあえて別の名称の制度とすることも法律上同性のカップルの尊厳を害し、許されないことなどを述べている。

第3 上告理由書[第二分冊]で述べているその他の事項

1 上告人らの主たる主張と原判決の誤り

上告理由書[第二分冊]第4では、上告人らの憲法違反に関する主たる主張の内容を改めて整理した上で、原判決の憲法判断の誤りについての総論を述べている。具体的には、原判決が上告人らの主張内容（ないし本件の違憲の対象）を誤解していること、それに起因してか、原判決における憲法判断が、焦点のずれた不当なものになっていることを指摘している。

その上で、憲法解釈や合理性審査は、構造的少数者の差別を再生産するような方法であってはならず、特に社会的に差別されてきた性的少数者の人権が問題となっている本件においては、その憲法判断の方法についても自覚的になる必要があることを述べている。

最後の点について補足すると、憲法13条及び14条は、個人が自由に幸福を追求することと、その在り方が平等に尊重され、国家が人を恣意的に扱ってはならないことを要請しているから、憲法解釈や合理性審査は、特定の在り方を合理的な根拠なく区別するものであってはならない。特に、憲法制定当時の性的少数者に関する誤った認識を前提とした憲法解釈や合理性審査は、性的少数者に対する構造的差別を再生産する危険があるため、当該憲法解釈の方法が、法律上同性のカップルの在り方も尊重したものとなっているか検証することが必要である。そして、単に現行の法律婚制度が、当該制度の利用を認められた法律上異性のカップルにとって有益であるというだけでは、法律上同性のカップルの在り方を尊重したものと

いうことはできず、合理的な根拠のない恣意的な区別であるとの評価を免れない。飽くまでも「法律上同性のカップルに対して法律婚制度の利用を認めないこと」に合理的な根拠があるのかという観点で審理がされなければならない。

2 司法府による積極的な判断が求められていること

上告理由書[第二分冊]第9では、上告理由書の締めくくりとして、本件では、少数者の人権が問題となっており、その性質上、立法府である国会での解決が期待し難いこと、実際、国会は十数年にわたって、理性的・建設的な議論がなされておらず、機能不全に陥っていることを述べている。議論がされないことに関して合理的理由は存在しないのであり、憲法の番人である貴庁において本件を適切に解決できる主体は他にはなく、貴庁による積極的な判断が求められている。

以 上